

公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金

(以下「当基金」)

2024 年度活動プロジェクト募集要項

1. 当基金の目的

モーリシャス共和国における自然保護活動・同国内の地域社会に貢献するプロジェクトに対する助成を行うことにより、同国民の健康的な生活および同国の持続可能な経済発展に資することを目的とする

2. 助成対象

(1) 助成対象団体・・・モーリシャス共和国にて登記している組織・団体はA～E項の全てを満たすことが必要。登記地がモーリシャス共和国以外の組織・団体についてはA～D項を満たすことが必要

- A. 法人格を有すること(但し、営利団体および政府・自治体は除く)、またはそれと同等な社会的信頼を得ている任意団体であること
- B. 過去3年度または設立3年を経過していない場合は設立以来の活動状況・財政状況を開示すること。
- C. ①モーリシャス共和国、日本国またはその他の国の政府・自治体、②政府系機関、または③国際的に知名度のある公益団体の何れかまたは複数から推薦を受けていること
- D. モーリシャス共和国にて登記している組織・団体はCertificate of Registration of Associationの登録証、およびNational CSR Certification Numberを提出すること。

なお、複数の団体が共同して一つのプロジェクトに応募可能。但し、代表団体を明確にしたうえで、業務分担を明記すること。

また、過去採用された又は現在助成中のプロジェクトのある団体も応募可能。但し、同レベルのプロジェクトであれば、新規団体を優先する

(2) 助成対象プロジェクト

以下の何れかの活動分野で、モーリシャス共和国の住民の生活環境・経済向上に資することを目的とするプロジェクトを対象とする

- A. モーリシャス共和国内における自然環境並びに生態系の回復および保護に関わる活動
例: マングローブ保護・育成・研究、サンゴ礁回復・保全・研究、野鳥・希少種野鳥の保護・研究
- B. モーリシャス共和国の水産、観光、文化教育等、地域社会の発展に関わる活動

(3) 要件

- A. 特定の団体・個人の利益に資するものではないこと
- B. モーリシャス共和国および活動が及ぶ地域の法令を遵守し、政府・自治体から活動に必要な認

可を受けられること。また政府・自治体から応分な協力を期待できること

3. 助成期間

最長5年

初回申請時に、助成期間中の年度毎の事業計画および収支予算書の提出が必要

なお、各年度に提出する中間報告書の内容によっては、助成を停止することもあり得ることに留意。

また、プロジェクトの進捗管理の目的で、基金自身または基金の指名する代理人が随時ヒアリングをことがある。

4. 助成金

(1) 標準助成金額の定めなし。助成額は個々のプロジェクト内容、収支計画を考慮して決定

プロジェクトの最低申請額は年平均で3百万円とする。

(2) 助成対象費用

プロジェクトに直接かかわる各費用(以下参照)を対象とし、団体の経常運営費、外部委託費は対象外

A. 資材、物品、施設の購入、賃借、修繕

B. 職員の労務費(プロジェクトに係るもの)、専門家への謝金等

C. 交通費・宿泊費、プロジェクト専用の現地事務所の維持費

D. 通信・印刷費、資料翻訳費、出版費

(3) 助成通貨

米ドル(送金先が日本国外の場合)または日本円(送金先が日本国内の場合)

5. 応募方法

(1) 応募期限

2023年12月22日(金)モーリシャス現地時間正午(日本時間午後5時)

(2) 申請書類

A. 申請書(添付の申請書テンプレートの項目を全て記入。不正確または不十分な記載の申請書は受理しないことに注意)

B. 申請団体の定款、運営規則等

C. 事業報告および財務報告書(本募集要項の2. C. 参照)

D. 推薦書(本募集要項の2. D. 参照)

E. モーリシャス共和国にて登記している組織・団体は The Registration of Association の証書及び National CSR Certification Number(本募集要項の2. D. 参照)

(3) 提出

送付先: 三井住友信託銀行(以下「受託者」)

方法: 下記記載の受託者専用アドレスにeメールにてPDFを送付

kouekidenshi@smtb.jp

6. 選考および通知

当基金運営委員会にて採否、助成期間、助成額を決定する。

選考結果は、受託者より2024年2月末頃に全申請者あてメールにて通知。

助成金は、2024 年 3 月末頃に、指定された銀行口座に送金する予定。

なお、通知される基金の選考結果は最終のものであり、また基金は選考理由等の説明は行わない。

7. 贈呈式、活動報告会

助成決定先には、贈呈式への出席、活動報告会への参加を依頼することがある。また、活動報告会に参加しない場合でも、当ホームページでの活動内容の開示を目的とした活動報告書の提出は求めることもある。（詳細は別途通知します）

8. 報告義務

(1) 助成者は、プロジェクトの終了時または助成期間の終了の早い方から 1 か月以内に、最終報告書を提出の義務を有する。

(2) 複数年助成の場合、各年度の 12 月末時点のプロジェクトの状況について、翌年 1 月末までに中間報告書を提出の義務を有する。報告は、決定通知の際に提供するテンプレートを使用すること。

9. 助成事業であることの表示

活動による成果物、活動に係る掲示物には、当基金の助成を受けている旨の表示を行う義務を有する

10. 個人情報保護

申請者から提供頂いた個人情報は、助成の選考および助成実施に関しての信託関係者との情報共有、並びに主務官庁への報告の目的のみに使用する。なお、助成プロジェクトの内容等については、当ホームページで公表する。

11. 助成金の返還

以下に該当する場合は、助成金の一部又は全部の返還を求めることがある。

余剰金が発生したとき

申請書に虚偽の申告があったとき

助成金を目的外使用したとき

事業計画達成に疑義が生じたとき

報告義務を怠った時

12. 照会先

各種照会／連絡の際は、以下のアドレスにて受け付ける。

kouekidenshi@smtb.jp